

平成27年度  
入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成27年2月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

## 〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきた。

そのために、入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務手続きを遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須である。

この間、国や地方公共団体が発注する公共工事などの入札や契約をめぐる、入札妨害（公契約関係競売等妨害）や官製談合、汚職事件の摘発あるいは不正・不適正な事案の発生が後を絶たない状況にある。

本市では、平成 25 年 1 月、執行機関の附属機関である大阪市入札等監視委員会から、「公正な入札の確保に向けて」という提言を受けた。提言のなかでは、職員が不祥事に関与することを防止し公正な職務執行を確保する方策の検討を求めており、とくに、入札情報の管理については情報漏洩の完璧な防止を求め、公表前に入札情報は外部漏洩の疑いがあるというだけで、入札結果に直接影響を与えたり業者との癒着の疑惑を抱かれ、入札や契約に対する市民の信頼性を失墜させることになるため、公表までは厳正・厳格に取扱わなければならないといったことについて言及している。

この提言をきっかけに、本委員会は、平成 25 年度から集中的にコンプライアンスの取組強化を進めてきたところである。

しかしながら、本市においても平成 26 年に入ってから不祥事が相次いで発覚している。平成 26 年 1 月には、職員が内規に反し、複数の関係業者と会食していた事実や契約相手方を決定する手続き中に関係業者に対し、電話連絡をしていたことが、新聞報道等で明らかになった。このような行為は、関係業者との癒着の疑念を市民に抱かせるばかりでなく、汚職事件に発展するといった危険性をはらんでいる行為といえる。

また、平成 26 年 7 月には、職員が、非違行為の最たるものである収賄容疑で逮捕される事件が発生した。収賄は、いうまでもなく公務員としては絶対に許されない行為であり、市民の信頼を大きく損ねてしまうこととなった。

さらに、平成 26 年 10 月には、幹部職員らによる受注業者との不適切な会食や、非常勤嘱託職員による公募審査の不自然な採点などが新聞報道等で明らかになった。このような状態にまで陥ってしまうと、市民の疑念を払拭することは困難であり、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれている。

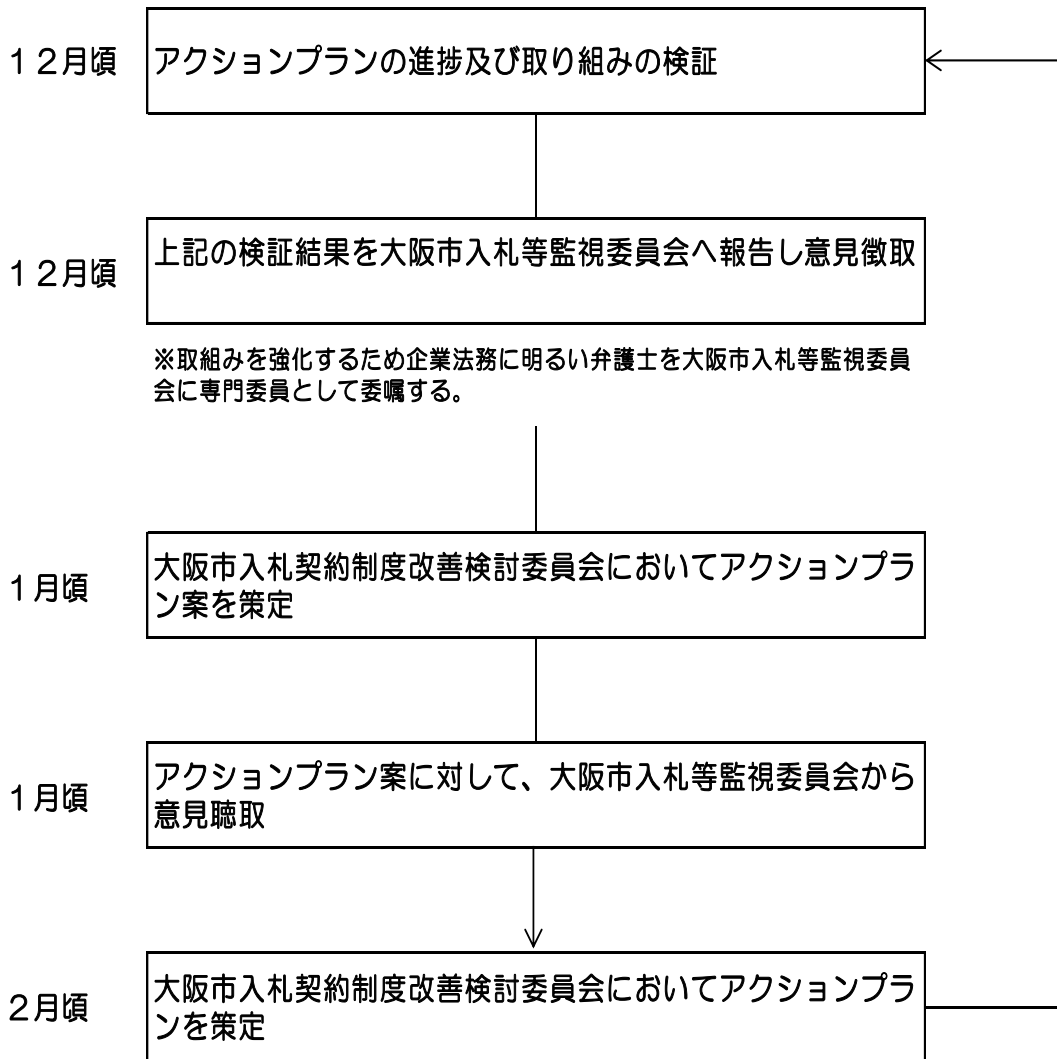
大阪市入札契約制度改善検討委員会では、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考え、毎年度コンプライアンス・アクションプランを作成することとし、平成 27 年度においても、入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みを定めた。

関係職員はその意味や内容、さらにはその趣旨をよく考え理解した上で、職務・職責を全うすることにより、市民から信頼される大阪市を構築していくことをめざす。

## ○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

### 作成方針イメージ



## ○平成27年度の具体取組み（平成25年度からの継続分を含む）

### I コンプライアンス確保のための体制整備

#### 1 入札情報の管理徹底

取組内容	取組所属
<b>① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）</b>	
<b>【取組事項】</b> ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守 ・情報管理強化の継続検討	委員会構成局
<b>② 不当圧力の阻止</b> ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応	
<b>【取組事項】</b> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属 ※改正・作成については、 契約管財局
<b>③ 予定価格調書の作成ルールの徹底</b> ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管	
<b>【取組事項】</b> 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属
<b>④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知</b> ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知	
<b>【取組事項】</b> 執務室等に周知ポスターを掲示	全所属
<b>⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底</b> ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など	
<b>【取組事項】</b> ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 （参考） 外部有識者による審査原則の徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）	全所属

## 2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	取組所属
<b>① 外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止の徹底</b>	
<b>【取組事項】</b> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属
<b>② 録音録画装置の設置</b>	
<b>【取組事項】</b> ・必要に応じて録音録画装置の設置を行う。 （参考）設置所属 ・録音録画装置 5 所属（1 所属について検討中） ・電話機通話録音装置 5 所属（1 所属について検討中）	委員会構成局
<b>③ 不当圧力対応の記録の義務化</b>	
<b>【取組事項】</b> ・「要望等記録制度」の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属
<b>④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲）</b> <b>※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知</b>	
<b>【取組事項】</b> 執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属
<b>⑤ 職場における関係業者等との対応のルール</b> の遵守 <b>※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）</b>	
<b>【取組事項】</b> 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属
<b>⑥ 不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守</b>	
<b>【取組事項】</b> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属

### 3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員について、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適正な事務手続きを遂行していくとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的とする。

#### 平成 27 年度実施分（予定）

実施時期	対象者	実施内容
平成 27 年 6 月～7 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 6 月～7 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 7 月～8 月	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 7 月～12 月	区役所課長級及び係長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 11 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 12 月	所属長	契約事務・コンプライアンス
随時	全職員	eラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）

#### （参考）平成 26 年度実績

開催時期	対象者	実施内容
平成 26 年 7 月 1 日 平成 26 年 7 月 4 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 26 年 8 月 28 日	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 26 年 11 月 13 日	契約業務の実務者	コンプライアンス
平成 26 年 11 月 14 日	所属長（緊急）	コンプライアンス
平成 26 年 12 月 18 日 平成 26 年 12 月 22 日	交通局課長級研修	コンプライアンス（派遣研修）
平成 26 年 12 月 24 日	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 1 月 22 日 平成 27 年 1 月 23 日	交通局係長級研修	コンプライアンス（派遣研修）
平成 27 年 2 月	全職員	eラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）

## II 不正の端緒の早期把握と迅速な対応

取組内容	取組所属
<b>① 不自然な入札（疑義案件）の調査・分析</b>	
<p><b>【取組事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疑義案件の調査分析</li> <li>・ 大阪市入札等監視委員会における審議</li> <li>・ 疑義案件・不正入札の継続的な研究 など</li> </ul> <p>※「談合情報等対応マニュアル」に基づき実施。</p>	<p>契約管財局</p>
<b>② 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）</b>	
<p><b>【取組事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係職員・業者に対する事情聴取</li> <li>・ 各所属の対応について契約管財局に情報集約</li> <li>・ 契約管財局から公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など</li> </ul> <p>※「談合情報等対応マニュアル」に基づき実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合防止の事業者への周知（契約管財局で作成）</li> </ul>	<p>全所属</p>
<b>③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応</b> <b>※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査</b>	
<p><b>【取組事項】</b></p> <p>ア「建設業法違反事案調査対応マニュアル（仮称）」に基づき、実施</p> <p>イ「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施</p> <p>ウ 関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成）</p>	<p>全所属</p>



### Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容	取組所属
<b>① コンプライアンス監視機能の強化</b> <b>※大阪市入札等監視委員会による監視</b>	
<b>【取組事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申</li> <li>・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施</li> </ul>	契約管財局
<b>② 設計情報に関する公開の推進</b>	
<b>【取組事項】</b> 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局
<b>③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止</b>	
<b>【取組事項】</b> 電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、別の対応策を検討。	契約管財局

#### IV その他

取組内容		取組所属
<b>① 不正・不適正事案の調査研究</b> <b>※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証</b>		
<b>【取組事項】</b> ・本市事案における刑事裁判，懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判，国土交通省発注工事（高知県内）における官製談合事件や吹田市発注工事における不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	
<b>② 政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究</b>		
<b>【取組事項】</b> 随時情報収集	契約管財局	
<b>③ 定期的な人事異動の実施</b>		
<b>【取組事項】</b> ・業者等の利害関係者と接点のある職場について長期配属の制限 ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動 ※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり	全所属	
<b>④ 組織力のアップ</b> <b>※人員の確保，優秀な人材の育成，経験者・優秀な人材の起用</b>		
<b>【取組事項】</b> 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	
<b>⑤ 相談対応の機能強化</b>		
<b>【取組事項】</b> 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR，制度改善，課題解消事案の情報発信）	契約管財局	

## 〇おわりに

大阪市職員基本条例は、職員は、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。また、大阪市職員倫理規則は、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

昨今、本市職員の収賄事件(懲戒免職・有罪判決確定)や関係業者に飲食費を負担させた事案(減給 1 月)、幹部職員らによる受注業者との会食、入札情報漏洩による入札中止など不祥事が相次いでいる。一刻も早い市民の信頼回復に向けて、職員は全力で不祥事の再発防止に取り組まなければならない。

不祥事を防止するためには、上司・部下職員ともに、不正を許さない・見逃さない、ということのもとより、勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。とくに、管理監督者は、実務担当者である部下職員の行動に対して、常日頃から目を光らせて不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず、という故事成語がある。市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしないということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動してほしい。

最後になるが、平成 27 年度から実施する、このコンプライアンス・アクションプランを関係職員に徹底することにより、収賄事件をはじめとする不祥事が繰り返されることがないことを切に願うものである。